

アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
羅臼町アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道羅臼町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

羅臼町は北海道の東部、知床半島に位置している。8千年前の縄文文化時代早期から遺跡が発見されており、トビニウス川南岸遺跡では、この地で最初に土器を使用した人々の残した数件の竪穴住居が確認されている。また、6世紀以降のオホーツク文化に関しては、松法川北岸遺跡にて、2軒の火災を受けた住居から多数の精巧な木製品やトドやヒグマ、シャチなどの動物を象った骨角器が発見されている。9～13世紀のトビニタイ文化期は羅臼町の飛仁帯地区が由来となっており、この時期の遺跡として、オタフク岩洞窟はその後のアイヌ文化との接点になる遺跡として有名である。この洞窟の奥壁からは10個体以上のヒグマの頭骨が並んで出土しており、いわゆる冬グマで成獣の雌が5頭以上含まれているのに、仔グマの骨は発見されていないことから、仔グマ飼育型のクマ送りがすでになされていた可能性が指摘されている。

羅臼町では、13～14世紀のアイヌ文化期に築かれたチャシが13基確認されているほか、キャンプサイトとしてオタフク岩遺跡が確認されている。1789年、松前藩の場所請負制度によって経営されていた国後場所の飛驒屋の圧政に耐えかねた国後、目梨地方のアイヌが決起し、71人もの和人を殺害するという事件が発生した。羅臼町のオルマップ川の河口にあった番屋でも8名が殺害されている。この事件は、松前藩が派遣した軍勢により根室のノカマップで参戦者37名が処刑されて終わっている。松前藩の記録によると「乱に加わったウエンヘツ（現羅臼町）徒党のアイヌは」として、タツカリウス、マッカウス、チカフコイキウシ、が記載されており、少なくともこの3ヶ所にはアイヌのコタンがあったと推測される。

1845年以降、松浦武四郎がこの地を幾度も訪れ、膨大な記録を残している。特に地名は克明に記録され、明治以降の帝国陸地測量部の地図も松浦武四郎の地図を参考に作られている。羅臼町では、松浦武四郎が残した文献と地図（東西蝦夷山川地理取調図・1859年）を元に、羅臼町におけるアイヌ語地名の歴史を後世に伝えるため、「続・羅臼町の地名について」を発行している。町内には多

くのアイヌ語地名が残っており、その例として、知床別は「チェプ・ウン・ペツ（魚（鮭）・そこにいる・川）」、チトライは「チ・トライ（我々が・同伴する所）」、幌萌は「ホロ・モイ（大きな・湾（入り江）」などがあげられ、現在の行政区画名の多くでアイヌ語地名が由来となっている。

明治以降の羅臼町の発展は水産業を軸に進められたため、アイヌも漁業者の一翼を担うこととなったと推測され、「和人文化との融和」「日本人化」が進み、地域固有の伝統的アイヌ文化は急速に失われていった。

羅臼町では北海道アイヌ協会羅臼アイヌ協会が設立され、2024年11月現在、27名の会員が所属しているものの、自ら「アイヌ民族」を表明しない人々や自覚しない人々（サイレントアイヌ）が大勢を占めている。

平成23年12月に開館した羅臼町郷土資料館では、オホーツク文化、トビニタイ文化、アイヌ文化及びこれらの基礎となる自然環境に関する展示を行っているが、アイヌ文化の保存継承、理解促進、交流の促進などの取組はまだ不十分である。また、羅臼町は、知床世界自然遺産地域を有しており、年間50万人程度の観光入込があるが、観光客にアイヌ文化を伝える取組もほぼ行われていない。

このため、オホーツク文化・トビニタイ文化とのつながり、豊富な水産資源、原始的な自然環境等を活かした、羅臼町ならではのアイヌの伝統等の保存継承及び理解促進を進めるとともに、アイヌの伝統等を活かした観光振興を図る必要がある。また、地域内の交流や人材育成等を推進するとともに、羅臼町ならではの資源である海産物の資源増大を図る必要がある。これにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図る必要がある。

※アイヌ関連団体

羅臼アイヌ協会

※アイヌ文化等関連施設

羅臼町郷土資料館

所在 北海道目梨郡羅臼町峯浜町 307-1

現況 平成23年12月より開館（羅臼町教育委員会運営）

北海道松法川北岸遺跡出土品（国指定文化財）所蔵

（2）アイヌ施策推進地域計画の目標

【概要】

羅臼町ならではのアイヌ民族との共生の歴史を次世代に継承し、また情報発

信し内外に伝えることにより、アイヌ文化と地域の振興を図ることを目的とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存 又は継承に資する 事業	アイヌの伝統等に 関する理解の促進 に資する事業	観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業
K P I	羅臼町郷土資料館 入館者数	羅臼町郷土資料館 入館者数	観光コンテンツ体 験者数
令和7年度 (基準年度)	1,800人/年間	1,800人/年間	0人/年間
令和8年度	1,800人/年間	1,800人/年間	0人/年間
令和9年度 (中間年度)	1,800人/年間	1,800人/年間	0人/年間
令和10年度	2,000人/年間	2,000人/年間	100人/年間
令和11年度 (最終年度)	2,200人/年間	2,200人/年間	200人/年間

事業	観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業	観光の振興その他 の産業の振興に資 する事業
K P I	バス乗車人数	アイヌブランド化 に係る web 閲覧件 数
令和7年度 (基準年度)	0人/年間	0件/年間
令和8年度	0人/年間	0件/年間
令和9年度 (中間年度)	200人/年間	1,250件/年間
令和10年度	400人/年間	5,000件/年間
令和11年度 (最終年度)	600人/年間	5,000件/年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

①アイヌ文化の記録保存事業

チャシ跡は本町のアイヌ文化の歴史を現在にとどめている重要な史跡であり、次世代にアイヌ文化を継承するための重要な財産であるが、浸食が進み自然崩落の恐れが高いことから、チャシ跡の記録保存のため、地形測量及び空撮を実施するとともに、3Dモデルを作成する。加えて、アイヌ文化の遺跡や遺物等の調査・分析・保存を推進する（遺物の調査収集・分析・レプリカ作成、遺跡の写真のデジタル化等）。作成した3Dモデル及びレプリカ等については、羅臼町郷土資料館での展示、観光コンテンツ造成等の基礎資料として活用する。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

①アイヌの伝統等に関する文献等の収集・分析及び基礎資料作成事業

住民（子供含む）及び観光客への情報発信を図るため、アイヌの伝統、文化、生活様式、これらの基礎となるオホーツク文化・トビニタイ文化や自然環境等に関する文献及び書籍を幅広く収集する。羅臼町及び知床半島に係る文献及び書籍に加えて、北海道全体に係る文献及び書籍も収集する。収集した文献及び書籍は、羅臼町郷土資料館、羅臼町図書館又は多機能型交流施設にて住民及び観光客に対して閲覧又は貸し出しをする。

また、収集した文献及び書籍やアイヌ文化の記録保存事業の成果を既存の知見とともに整理・分析することにより、各種事業の実施に当たっての羅臼町ならではのアイヌの伝統等に関する基礎資料として取りまとめる。平成22年に作成している「続・羅臼町の地名について」に、本事業の成果を盛り込み、今後、羅臼町におけるアイヌ施策推進に当たり関係者が参照すべきガイドブックとして全面改訂し、増刷する。

②羅臼町郷土資料館におけるアイヌの伝統等に関する展示充実事業

住民及び観光客への情報発信を図るため、アイヌ文化の記録保存事業及びアイヌの伝統等に関する文献及び書籍の収集事業にて得られた成果をもとに、映像やハンズオン等により羅臼町郷土資料館におけるアイヌの伝統等に関する展示のリニューアルを図る。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

①アイヌの伝統等に関する観光コンテンツ造成事業

アイヌ文化による産業振興を図るため、アイヌの伝統、文化、生活様式等を体験できる羅臼町ならではの観光コンテンツを造成する。観光コンテンツの造成のため、観光コンテンツにふさわしいアイヌの伝統、文化、生活様式

等の調査検討、適切なフィールドの選定、ガイド人材の育成、ハンズオン等の制作、モニターツアーの実施等を行う。

また、観光船利用者が多数訪れる羅臼漁港付近にアイヌ文化やアイヌの人々と海棲生物とのつながりを紹介する拠点を整備する。

②アイヌの人々の利便性向上及び観光振興のためのバス運営事業

アイヌの人々の日常生活における利便性の向上及びアイヌ関連施設への観光客への誘客を促進するため、公共施設や商業施設のほか各種事業にて充実・整備を図る羅臼町郷土資料館、多機能型交流拠点及び羅臼町図書館、羅臼町内の観光拠点である道の駅 知床・らうす、知床羅臼ビジターセンター、知床世界遺産ルサフィールドハウス等を結ぶアイヌラッピングバスを運営する。バスの運営に当たっては、将来的な自走化を目指し、運行計画、乗車方法、広報、車内広告スペースを活用したアイヌ文化等の啓発方法等について検討を行うとともに、運営に要する車両を整備する。

③アイヌブランド化による水産振興事業

羅臼町においてアイヌの人々が多く生業としているコンブをはじめとした水産物のアイヌブランド化を推進する。羅臼町、知床半島及び北海道全体における水産物とアイヌの関わりについて調査を実施したうえで、調査結果を踏まえ、アイヌの人々の自然観を踏まえた持続可能な漁業を推進していること等について広報・宣伝を行うことにより、アイヌブランドの構築を図る。

また、アイヌブランド製品を安定的に供給するため、海洋観測ブイの導入により海水温等の海洋環境の変化を把握し、コンブ養殖作業等に役立てるとともに、水産物の種苗生産に必要な増養殖施設の機材更新や修繕を実施することで、コンブをはじめとした水産資源の維持増大を図る。

5 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1①と同じ

事業期間：令和7年度～令和9年度

事業費：36,585千円

事業内容：4-2①と同じ

事業期間：令和7年度～令和9年度
事業費：30,768千円

事業内容：4-2②と同じ
事業期間：令和10年度～令和11年度
事業費：20,000千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3①と同じ
事業期間：令和8年度～令和11年度
事業費：96,979千円

事業内容：4-3②と同じ
事業期間：令和8年度～令和11年度
事業費：101,990千円

事業内容：4-3③と同じ
事業期間：令和7年度～令和11年度
事業費：407,691千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

- 4-1に記載する事業は、羅臼町におけるアイヌ文化の遺跡や遺物の調査・収集・記録・分析等を行うことにより、アイヌ文化の保存又は継承を図る。これにより、アイヌの人々が民族として誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に寄与するものである。
- 4-2に記載する事業は、アイヌの伝統等に関する文献及び書籍の収集・分析及び羅臼町郷土資料館における展示充実等を行うことにより、アイヌの伝統等に関する理解の促進を図る。これにより、アイヌの人々が民族として誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に寄与するものである。
- 4-3に記載する事業は、アイヌ文化関連の観光コンテンツを整備するとともに、バス運営によりアイヌの人々の利便性向上及び関連施設への

誘客を促進することにより、観光等で訪れた国内外の方々にアイヌ文化について広く造詣を深めていただく。また、羅臼町においては、就業しているアイヌの約7割が漁業関係に従事していることから、アイヌブランドを構築し、水産業を振興することで、アイヌの人々をはじめとした水産業従事者の生活基盤の安定化を図ることにより、アイヌの人々が民族として誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

■いずれの事業も、羅臼町が企画し実施するものであり、反社会的勢力やその関係者の関与はない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業に係る委託予定事業者については、過去に羅臼町の事業を適切に実施した実績のある事業者又は類似事業の実績を有する者を選定することを想定しており、円滑かつ確実に事業が実施されることが見込まれる。

■事業実施スケジュールの明確化

6で添付の工程表は、羅臼町の担当部署が羅臼アイヌ協会や委託予定事業者などの意見を参考として作成している工程表であるため、円滑かつ確実に実施可能なスケジュールであることが見込まれる。

■地域住民の意見聴取

計画の策定に当たっては、羅臼アイヌ協会などの地域住民を対象とした説明会を開催して意見を聴取し、計画に反映した。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIである羅臼町郷土資料館等入館者数、観光コンテンツ体験者数、バス乗車人数、アイヌブランド化に係るweb閲覧件数について実績値を公表する。また、羅臼アイヌ協会や羅臼町観光協会などの関係団体と連携し、目標の達成状況について検証し、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施に反映する。

(2) 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、羅臼アイヌ協会や羅臼町観光協会などの関係団体と連携し各事業の効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況にかかる評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、羅臼町公式ウェブサイトにて好評する。

9 法第10条第4項に規定する事項を記載する場合には、法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

該当する事業はありません。

10 法第10条第5項に規定する事項を記載する場合には、内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

該当する事業はありません。